

特定非営利活動法人日中医学交流センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日中医学交流センターという。中国名は、日中医学交流中心、英語名は、JAPAN-CHINA MEDICAL COMMUNICATION CENTER という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を日本においては東京都新宿区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、日本と中国間における医師・医療関係者の人的交流と医学・医療に関する情報ならびに医療機器・医薬品の提供をはかり、もって両国における医学および医療の充実向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、つぎに掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 国際協力活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 日本および中国の医師および医療関係者の両国における人的交流に対する協力
- ② 日本および中国の医学および医療に関する情報、医療機器および医薬品の相互の提供および提供の斡旋
- ③ 日本および中国の医学・医療交流における医療通訳者の養成
- ④ その他第3条所定の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

第三者の依頼による中国医療界に対する調査

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(会員と種類)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的および事業に賛同して協力する個人または法人を

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

2 会員は、正会員と賛助会員とし、正会員は個人会員と法人会員とする。

（入 会）

第7条 会員はつぎに掲げる条件を備えなければならない。

（1）この法人の目的および事業に賛同して協力する真摯な意志と能力を有すること。

（2）正会員は入会金および会費を支払う意志と能力のあること。

2 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長はその者が前項の条件に適合すると認めるときは、正当な事由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 正会員は、第2項の承認後直ちに入会金および会費を納付しなければならない。

5 賛助会員は、入会金および年会費の支払いを要しない。

（入会金）

第8条 正会員の入会金は、個人会員金 10,000 円、法人会員金 200,000 円とする。

（会 費）

第9条 会費は、個人会員年額金 10,000 円、法人会員年額金 100,000 円とし、会員は1年ごとに会費を継続して納付しなければならない。

2 この法人は、特別の費用を必要とするとき、理事会および総会の各議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

（資格の喪失）

第10条 会員は、つぎの事由によって資格を失う。

（1）退会届の提出をしたとき。

（2）本人が死亡し、または法人が消滅したとき。

（3）継続して3年分の会費を滞納したとき。

（4）除名の決議がされたとき。

（退 会）

第11条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第12条 会員が、つぎの事由の一に該当するときは、理事会および総会の各議決を経て、除名することができる。ただし、事前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

（1）この法人の名誉を傷つけまたはこの法人の目的に違反する行為があったとき。

（2）会費を2年分滞納その他この法人の会員としての義務に違反したとき。

第4章 役員および職員

（役員の種類・定数）

第13条 この法人につきの役員をおく。

（1）理 事 5名以上

(2) 監 事 2名以上

- 2 理事のうち1人を会長、2人以上10人以下を副会長、1人を理事長、1人を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会および監事は総会において選任する。

- 2 会長、副会長、理事長および常務理事は、理事会において選任する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 会長は、この法人の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長および副会長を補佐するとともに、この法人を代表し、法令、この定款の定めならびに総会および理事会の決議に基づき、この法人の業務を統括する。
- 4 理事は、法令、この定款の定めならびに総会および理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、前項の業務の執行のうち日常の事務を処理する。
- 6 監事は、この法人の業務および財産について、つぎの各職務を行う。
 - (1) この法人の財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況または業務の執行につき不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要あるときは、理事会または総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 この法人の役員の任期は、2年とする、ただし、補欠または増員によって就任した役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、就任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員がつぎの各号の一に該当する場合は、理事は理事会および監事は総会の決議を経て、解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を

与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 前項に関し必要な事項は、理事会の決議をもって定める。

(名誉会長・顧問)

第20条 この法人は、役員のほか、総会の決議を経て、名誉会長および顧問をおくことができる。

(職員)

第21条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局には事務局長および職員を若干名おく。

3 事務局長および職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。

4 事務局長は、常務理事をもって充てることができる。

5 前各号に定めるもののほか、事務局に関する事項は、理事会の決議を経て定める。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第23条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、つぎの事項を決議する。

(1) 定款の変更

(2) 解散および合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画および予算ならびにその変更

(5) 事業報告および決算

(6) 監事の解任

(7) 入会金および会費の額

(8) 資産の管理の方法

(9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第44条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄

(10) 解散における残余財産の帰属

(11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回会計年度終了の後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、つぎの各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 会員の総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事が招集したとき。

(招 集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。ただし、前条第2項第2号の請求があり、会長が請求の日から10日以内に応じない場合は、その請求者が招集することができる。

- 2 総会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的たる事項、日時および場所を記載して書面をもって、少なくとも開会の日の5日前に通知しなければならない。

(議 長)

第27条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、前条第1項ただし書きの場合は、出席した会員の中から選任する。

(定足数)

第28条 総会においては会員の総数の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第29条 総会の議事は、この定款に定める場合のほか、出席会員の過半数をもって決する。

(書面表決・代理)

第30条 やむを得ない理由のため、会議に参加できない会員または理事は、予め通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項における書面または電磁的方法による表決者および代理人は第28条および第29条において出席者とみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時および場所
 - (2) 会員および理事の現在数
 - (3) 総会に出席した会員の数および理事の氏名（その内書面または電磁的方法による表決者または代理人があるときは、その氏名）
 - (4) 議事の経過の概要およびその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか出席した会員または理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構 成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 33 条 削除

(開 催)

第 34 条 理事会は、つぎの各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招 集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号および第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 3 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 1 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議 決)

第 37 条 理事会における議事は、理事の過半数出席し、その理事の過半数をもって決する。

- 2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることができない。この参加することができない理事の数は前項の理事の数に算入しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名
- (3) 議事の経過の概要および議決の結果
- (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の財産のうち資産は、つぎにあげるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費および入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産およびその他の事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、会長が管理する。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計およびその他の事業に関する会計とする。

(予算および決算)

第 44 条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算ならびに事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等決算に関する書類は、会計年度終了後 3 ヶ月以内に、総会の承認を得なければならない。

2 前項の承認をうけるには、予算書、活動計算書、貸借対照表および財産目録を監事の監査を経て総会に提出しなければならない。

3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(暫定予算)

第 45 条 予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日までに前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。

3 前項の規定により総会の承認を得た暫定予算における収益費用は、あらたに成立した予算の収益費用とみなす。

(特別会計)

第 46 条 この法人は、必要があるときは理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(年度事業)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散および残余財産の処分)

第 49 条 この法人は、総会において会員の総数の 4 分の 3 以上の決議を得た上、解散することができる。

- 2 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合 併）

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員の総数の 4 分の 3 以上の決議を得たうえ、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行される。
- 2 この法人の設立当初の役員は、つぎに掲げる者とする。

理 事 長	一宮 勝也
副理事長	庄司 佑
常務理事	平山 順子
理 事	岡 博
同	岡村 哲夫
同	植田 義昭
同	藤崎 壽路
監 事	長谷川和夫
同	今西昭一郎
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条の定めにかかわらず、この法人成立の日から、平成 12 年 4 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の定めにかかわらず成立の日から最初に到来する 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立により、任意団体である日中医学交流センターの会員および一切の財産は、本会が承継する。
- 6 この法人設立当時における任意団体日中医学交流センター事務局職員の給与はこの法人が承継し、その勤務年数は通算する。
- 7 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 44 条にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

これは現行定款に相違ありません。

特定非営利活動法人 日中医学交流センター
理 事 周 壮